

**青梅市子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第 4
条に規定する児童福祉法第 59 条の 2 第 1 項に規定する施
設に関する経過措置に関する条例を廃止する条例**

上記の議案を提出する。

令和 6 年 9 月 4 日

提出者 青梅市長 大勢待 利 明

(説明)

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第 4 条第 2 項の規定に
もとづく、児童福祉法第 59 条の 2 第 1 項に規定する施設に関する経過措
置の期間終了に伴い、本条例を廃止したいので、この条例案を提出いたし
ます。

**青梅市子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第 4
条に規定する児童福祉法第 59 条の 2 第 1 項に規定する施
設に関する経過措置に関する条例を廃止する条例**

青梅市子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第 4 条に規定す
る児童福祉法第 59 条の 2 第 1 項に規定する施設に関する経過措置に関す
る条例（令和元年条例第 24 号）は、廃止する。

付 則

この条例は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。